附　則

1～3　［略］

4　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条の表の上欄の各号に掲げる者で文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するものは、当分の間、第三条第三項の規定にかかわらず、高等学校教員資格認定試験（看護、情報及び福祉の種目に係るものを除く。）及び特別支援学校教員資格認定試験を受けることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1～3　［同上］

4　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条の表の上欄の各号に掲げる者で文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するものは、当分の間、第三条第二項の規定にかかわらず、高等学校教員資格認定試験（看護、情報及び福祉の種目に係るものを除く。）及び特別支援学校教員資格認定試験を受けることができる。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○文部科学省令第八号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十四条の三第二項及び同法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（余裕金の運用の認定の申請） **第九条の三**　国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条（第五号を除く。）において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 2　［略］ （業務上の余裕金の要件） **第九条の四**　法第三十四条の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。 一　［略］	（余裕金の運用の認定の申請） **第九条の三**　国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 2　［略］ （業務上の余裕金の要件） **第九条の四**　法第三十四条の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　［略］
二　当該国立大学法人等の所有に属する動産又は不動産の使用又は収益（寄附を受けた動産又は不動産にあっては、使用、収益又は処分）により得られる金銭を原資とする部分であること。 三　当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第五号又は第二十九条第一項第四号に掲げる業務の対価として取得した金銭を原資とする部分であること。 四　当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号若しくは第七号、第二十九条第一項第五号若しくは第六号又は第三十四条の五第一項に規定する出資の方法に関する基本的事項 二～四　［略］ （業務方法書に記載すべき事項） **第十一条**　［略］ 一　法第二十二条第一項第六号若しくは第七号、第二十九条第一項第五号若しくは第六号又は第三十四条の五第一項に規定する出資の方法に関する基本的事項 二～四　［略］	二　寄附金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。 三　当該国立大学法人等が寄附を受けた動産又は不動産の使用、収益又は処分により得られる金銭を原資とする部分であること。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ （業務方法書に記載すべき事項） **第十一条**　［略］ 一　法第二十二条第一項第六号若しくは第七号又は第二十九条第一項第五号若しくは第六号に規定する出資の方法に関する基本的事項 二～四　［略］
五　準用通則法第四十七条に規定する運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。